

ワンポイント会計基準

vol.316 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の公表について

2025年3月11日に企業会計基準委員会より改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「本改正実務指針」という）が公表されました。

今回は改正の概要をご紹介します。

1. 改正の概要

(1) 任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計方針

商品ファンドのうち、投資について短期運用目的のものは売買目的有価証券として、中長期の運用目的のものはその他有価証券として会計処理されますが、これら以外の任意組合、すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上するとされています。

今回の改正により、次の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされました。

ア. 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること

イ. 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

(2) 会計処理

出資者である企業は、時価評価を行うことを選択した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式および関

連会社株式を除く) について、次のとおり会計処理を行うこととされました。

- ア. 時価をもって評価し、評価差額の持分相当額を出資者である企業の純資産の部に計上する。
- イ. 時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行う。

2. 適用時期及び経過措置

(1) 適用時期

本改正実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用するとしています。また、早期適用について、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができることとされました。

(2) 経過措置

本改正実務指針では、出資者である企業に対し遡及適用を求めず、適用初年度の期首時点において、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式の時価評価を行う対象となる組合等を決定するとともに、時価評価を行った市場価格のない株式について次の会計処理を行うとされました。

- ア. 評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に加減する。
- イ. 時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、減損損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

以上